

平成26年度

納税は便利な
口座振替で

町税等の納期限一覧表

月分	納期限 および 口座振替日	町税				保険料			利用料・使用料・負担金									
		町県 民税	固 定 資産税	軽自動車 税	国民健康 保険 税	後期高齢 者医療 保険料	介 護 保険料 (普徴)	介護予防 支援事業 利用料	保育料	延 長 保育料	町営住宅 使用料	住宅駐車 場使用料	下水道 負担金	水 道 使用料	下水道 使用料	農集排 使用料	個別排 使用料	住宅資金 償 還 金
4	4月30日(水)		1期					○	○	○	○	○		○	○	○	○	○
5	6月2日(月)			1期				○	○	○	○	○		○	○			○
6	6月30日(月)	1期			1期			○	○	○	○	○		○	○	○	○	○
7	7月31日(水)		2期		2期	1期	1期	○	○	○	○	○	1期	○	○			○
8	9月1日(月)	2期			3期	2期	2期	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○
9	9月30日(火)		3期		4期	3期	3期	○	○	○	○	○	2期	○	○			○
10	10月31日(金)	3期			5期	4期	4期	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○
11	12月1日(月)		4期		6期	5期	5期	○	○	○	○	○		○	○			○
12	12月25日(水)	4期			7期	6期	6期	○	○	○	○	○	3期	○	○	○	○	○
1	2月2日(月)				8期	7期	7期	○	○	○	○	○		○	○			○
2	3月2日(月)				9期	8期	8期	○	○	○	○	○	4期	○	○	○	○	○
3	3月31日(火)				10期	9期		○	○	○	○	○		○	○			○
問い合わせ先	税務課				保健福祉課			町民課			建設水道課							
	内線42・43・49				(31)2512			内線47・74			内線39・75		内線15・36・37			内線39		

注1. 水道使用料は、御代田小沼水道使用料です。
注2. 下水道使用料は、公共下水道使用料および特定環境保全公共下水道使用料です。

支払可能コンビニエンスストア

- エブリワン
- MMK設置店
- くらしハウス
- ココストア
- コミュニティ・ストア
- サークルK
- サンクス
- スパー北海道
- スリーエイト
- スリーエフ
- 生活彩家
- セイコーマート
- セーブオン
- セブン-イレブン
- タイエー
- デイリーヤマザキ
- ニューヤマザキデイリーストア
- ハセガワストア
- ファミリーマート
- ポプラ
- ミニストップ
- ヤマザキスペシャルパートナーショップ
- ヤマザキデイリーストア
- ローソン

※上記の店舗であれば、全国どこからでもお支払いが可能です。

お問い合わせ先 建設水道課上下水道管理係(内線15)

※ご注意
平成26年3月までの納付書では、コンビニエンスストアでのお支払いができません。ご注意ください。

- 支払可能料金
- 御代田小沼水道使用料
 - 公共下水道使用料(塩野地区の特環含む)
 - 農業集落排水使用料
 - 個別排水使用料

平成26年4月以降に送付する納付書から、上下水道料金等のお支払いが、これまでの指定金融機関の他に、コンビニエンスストアでも可能になりますのでご利用ください。

上下水道料金等
コンビニエンスストアで
お支払いが可能になります

住民自らが創意工夫し企画したまちづくり事業を支援

御代田町まちづくり事業支援金

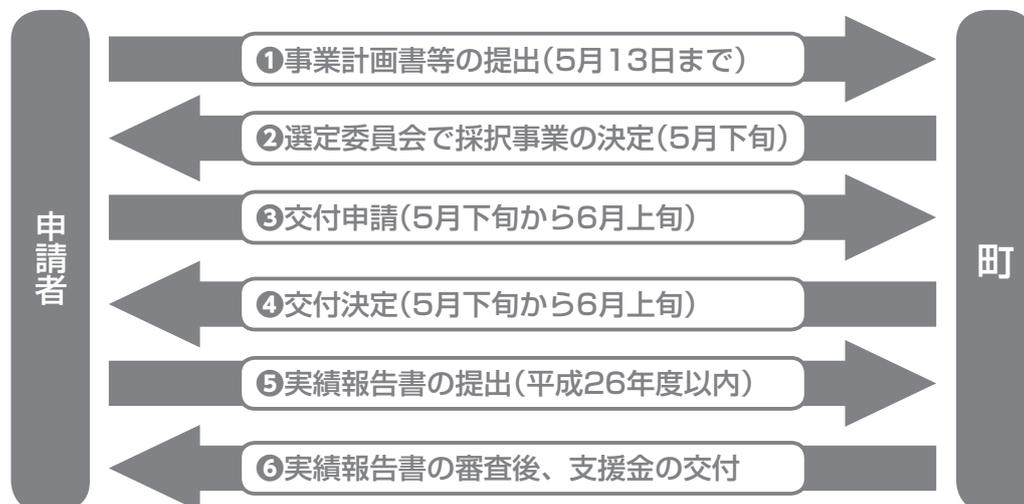
平成26年度事業を募集します

「御代田町まちづくり事業支援金」は、区やボランティア団体など公共的な活動を行っている団体の皆さまが、自ら創意工夫し企画したまちづくり事業を応援する制度です。

公共性や独創性のあるまちづくりに関する事業の経費の一部を補助し、団体の皆さまの自立・活動を支援します。平成26年度事業について、次のとおり募集します。ぜひご活用ください。

- 対象団体 町内に住所を有する5人以上で構成する団体
- 対象事業 次の要件を備えた事業
 - 不特定多数の者の利益につながる事業(公共性)
 - 地域住民が協働し、コミュニティの形成ができる事業(協調性)
 - 独自の発想や新たな展開が期待できる事業(独創性)
 - 波及効果や新たな展開が期待できる事業(発展性)
 - 計画や費用に実現性・継続性が期待できる事業(実現性・継続性)
 - 他の補助を受けていない事業また、平成26年度中に事業が完了することが必要です。
(例)地域の子育てを支援する活動、講師を招いての講演会、インストラクターによる講習会、エコ活動など
- 対象外事業 他の補助を受けている事業や継続的に行っている定着したイベント・行事、政治・営利・宗教・反社会的活動を目的とする事業など
- 支援金額 補助対象経費の1/2(上限20万円)
- 募集締切 5月13日(火)必着
- 応募方法 必要書類(まちづくり事業計画書等)を企画財政課企画係へ提出してください。様式等は企画財政課に用意してあるほか、町ホームページからダウンロードできます。
- 決定 5月下旬に開催予定の選定委員会で審査を行い、採択事業を決定します。
- その他 過去に採択となった事業を町ホームページで紹介していますので、ご覧ください。

【申請の流れ】



申請・問い合わせ先 企画財政課企画係(内線54)